

**国立市図書館条例の一部を改正する条例案**

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 8 月 2 9 日

提出者 国立市長 佐 藤 一 夫

(説 明) 国立市の町区域の新設に伴い、くにたち中央図書館谷保東分室の位置の表示を変更するため、条例の一部を改正するものである。

**国立市図書館条例の一部を改正する条例案**

国立市図書館条例（昭和 4 8 年 1 0 月国立市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中「国立市谷保 1 3 5 番地の 1」を「国立市谷保 7 丁目 1 7 番地の 1」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 1 1 月 2 1 日から施行する。